

広島県告示第八百二十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和六年九月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域

東広島市

二 対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間	実施場所
令和六年二月一日	午前二〇時三〇分～午後三時	東広島市役所安芸津支所
令和六年二月五日	午前二〇時三〇分～午後三時	東広島市八本松地域センター
令和六年二月六日	午前二〇時三〇分～午後三時	ひろしま農業協同組合 黒瀬アグリセンター
令和六年二月七日	午前二〇時三〇分～午後三時	東広島市御菌宇地域センター
令和六年二月八日	午前二〇時三〇分～午後三時	東広島市御菌宇地域センター
令和六年二月一日	午前二〇時三〇分～午後三時	ひろしま農業協同組合 志和アグリセンター
令和六年二月二日	午前二〇時三〇分～午後三時	東広島市高屋西地域センター
令和六年二月三日	午前二〇時三〇分～午後三時	ひろしま農業協同組合 西条アグリセンター
令和六年二月四日	午前二〇時三〇分～午後三時	東広島市役所豊栄支所
令和六年二月五日	午前二〇時三〇分～午後三時	東広島市平岩地域センター
令和六年二月八日	午前二〇時三〇分～午後三時	東広島市役所福富支所
令和六年二月九日	午前二〇時三〇分～午後三時	河内保健福祉センター
令和六年二月二〇日	午前二〇時三〇分～午後三時	東広島市御菌宇地域センター

四 所在場所における定期検査（ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実 施 期 日	実 施 場 所
令和六年一月一日～ 令和七年三月三十一日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

一般社団法人 広島県計量協会